

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 令和3年3月8日・東京都規則第19号

1 概要

(1) 改正理由

ア 平成20年7月に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）が改正され、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成20年東京都条例第93号）附則第9項及び第10項により、条例の改正前に知事が指定した「地域冷暖房計画区域」は、改正後の条例の「地域冷暖房区域」に読み替えられ、その指定及び指定の取消しに係る基準については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年東京都規則第126号。以下「規則」という。）附則第2項により、経過措置として暫定基準が設定された。

この暫定基準の適用期間については、延長を3度実施し、令和3年3月31日までとされていたものの、今後も効率の低い区域に対し継続的な取組を促しつつ、更なるエネルギー効率の向上及び底上げを図る必要がある。設備更新等の対応を行うことにより、エネルギー効率の将来的な改善は見込まれているものの、対応が終了し、エネルギー効率改善の実現には時間を要する。

そのため、当該適用期間を再度延長し、令和4年3月31日までとする。

イ 都政の構造改革におけるはんこレスの取組に伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 附則第2項に規定する暫定基準の適用期間の末日を「平成33年3月31日」から「令和4年3月31日」に改める。

イ 附則様式（第3号関係）における押印の取扱いについて、規定整備を行う。

2 施行日

令和3年4月1日。ただし、附則様式（第3号関係）の改正規定は、同年3月8日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課

直通 03-5388-3488